

「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び  
「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定について

福島復興再生特別措置法第17条の9第1項に基づき、令和5年9月21日に福島県大熊町長から申請された「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び同日に福島県双葉町長から申請された「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について、本日、関係行政機関の長への同意を得て、内閣総理大臣による認定を行いました。

今後、認定した計画に基づき、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を一体的に進め、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けた取組を推進してまいります。

- 添付1 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の概要
- 添付2 大熊町特定帰還居住区域復興再生計画
- 添付3 双葉町特定帰還居住区域復興再生計画

本件連絡先

復興庁 原子力災害復興班 制度担当  
泉、真田

電話: 03-6328-0250

FAX: 03-6328-0295

## 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び 「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の概要

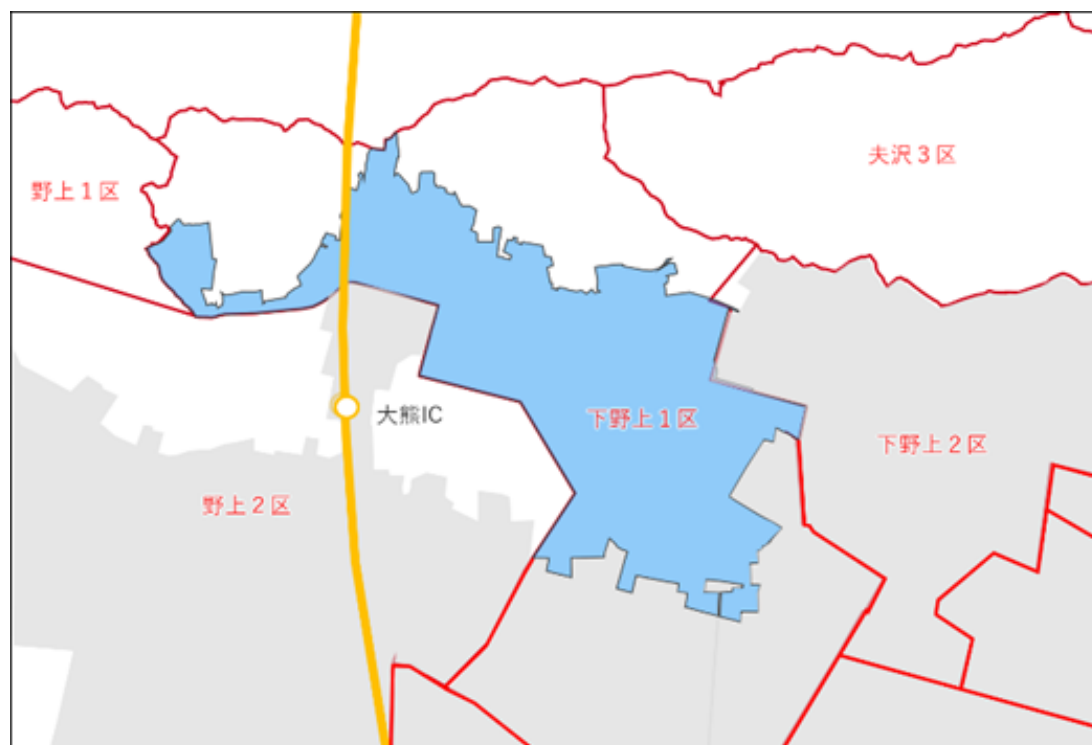
今年6月に公布、施行された改正福島特措法に基づき、福島県大熊町の「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び福島県双葉町の「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。

### ○福島県大熊町

計画期間：令和5年（2023年）9月～令和11年（2029年）12月31日

対象区域：下野上<sup>しものがみ</sup>1行政区

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等



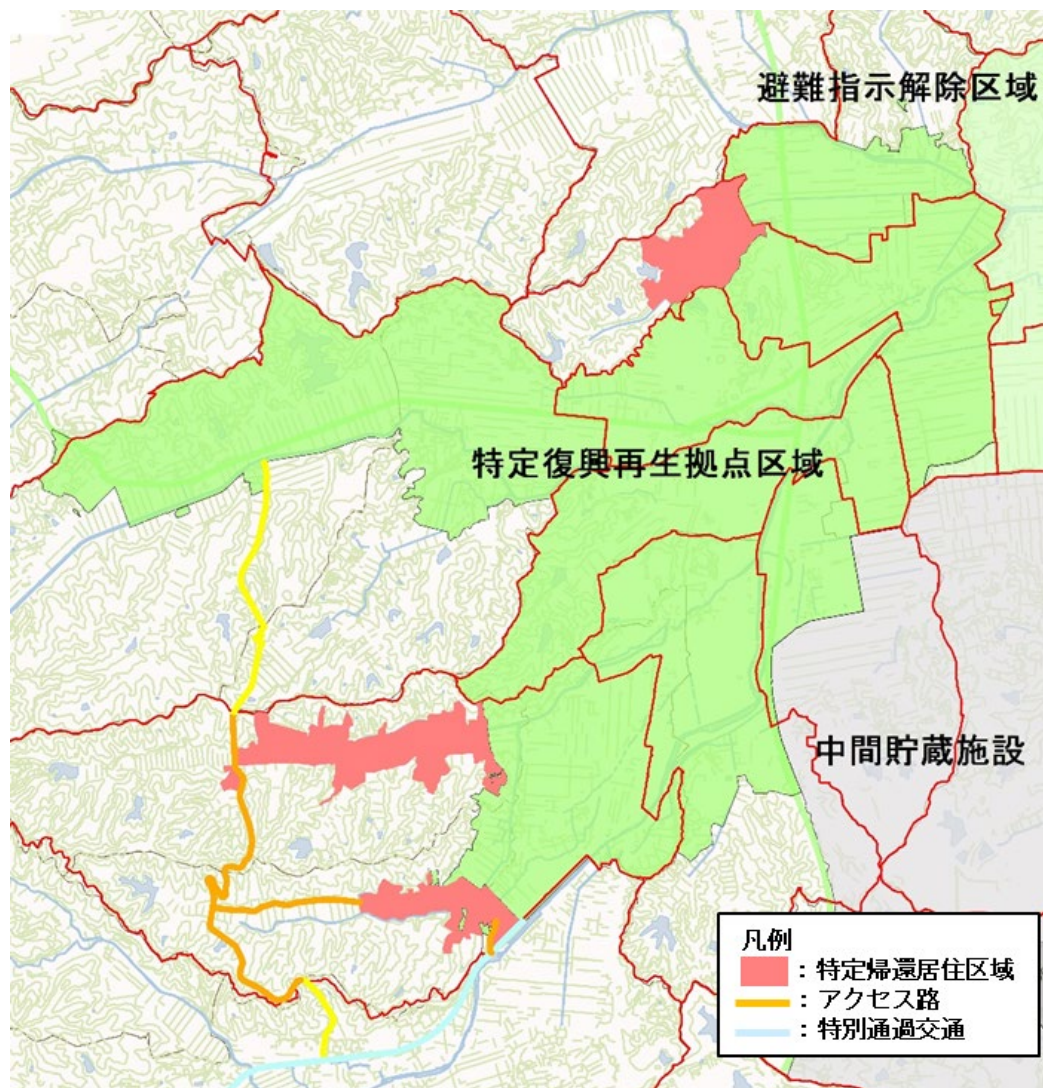
※隣接するグレー色の区域は特定復興再生拠点区域

## ○福島県双葉町

計画期間：令和5年（2023年）9月～令和11年（2029年）12月31日

対象区域：下長塚<sup>しもながつか</sup>行政区、三字<sup>さんあざ</sup>行政区

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等



(参考) 根拠条文

福島復興再生特別措置法第17条の9第6項において、市町村長から申請があった特定帰還居住区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定することを規定。

# 特定帰還居住区域復興再生計画

福島県大熊町

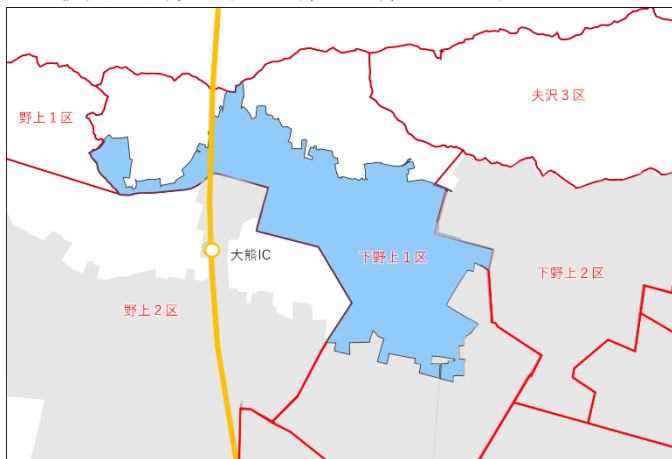
令和5年9月

# 1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

市町村名	福島県大熊町
区域	下野上1区

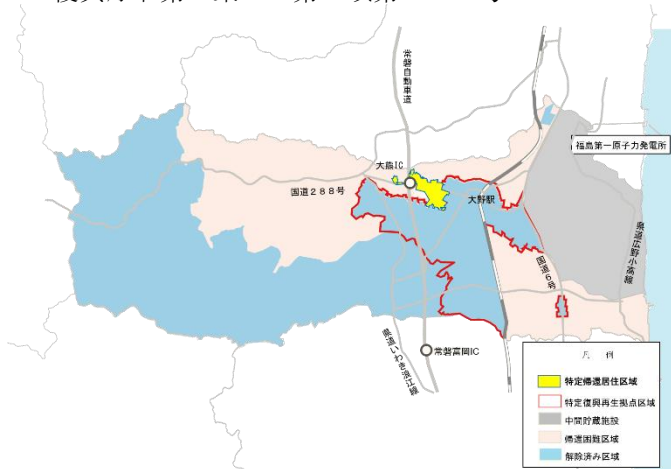
## ○特定帰還居住区域図 (法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則)

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号  
復興庁令第9条の2第1項第1・2号



## ○広域位置図

※関係規定：法第17条の9第1項第4号  
復興庁令第9条の2第1項第1・2号



※特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設の区域を含まない。

## ○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号  
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

### <特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・下野上1区集会所、大熊町消防団第9分団屯所・神社等
- ・特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設（道路、上下水道、電気・通信等）

### <その他>

- ・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

## ○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項  
復興庁令第9条の2第1項第2号

### <放射線量等>

- ・下野上地区は概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

### <事故前後の状況>

- ・事故前の当該区域には、下野上1区という行政区単位のコミュニティが形成されていた。
- ・事故後は、特定復興再生拠点とそれ以外という形で分断された状況となっているところ、上記の施設等の整備等を進めていくことで、帰還する住民の日常生活に必要な範囲を確保できるよう、特定帰還居住区域を設定している。

### <特定復興再生拠点区域との一体性>

- ・町内の特定復興再生拠点区域に接しているほか町道等でもつながっており、一体的に復興及び再生を図ることが可能。

## 2. 計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

- ・2020年代をかけた、帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現し、もって町の復興及び再生を果たすことを目標とする。

## 3. 計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

- ・令和5年（2023年）9月（国の認定があった日）～令和11年（2029年）12月31日

## 4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

### <特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

- ・町道西10号線、西11号線、西20号線（避難指示解除済）等の除染・整備により、特定復興再生拠点区域等へのアクセス道路を確保する。

### <特定帰還居住区域内の整備の概要>

- ・除染・家屋解体を進め、道路、電気・通信、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・集会所については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮し、住民のコミュニティ再生に寄与するものとなるよう再整備を進める。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。
- ・インフラ整備と、土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

## 5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

- ・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補）」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

## 6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

## 7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

### <生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整を実施
- ・医療・介護については、大川原地区復興拠点に整備された診療所の活用、町内医療機関と他市町村にある医療機関等との連携を実施
- ・防犯・防災については、地域防犯パトロールや、防犯灯の設置に向けた調整等を実施

※農業水利施設等の営農に関する事項については、次回の計画更新時に記載する方向で検討

### <その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府に働きかけ

# 特定帰還居住区域復興再生計画

福島県双葉町

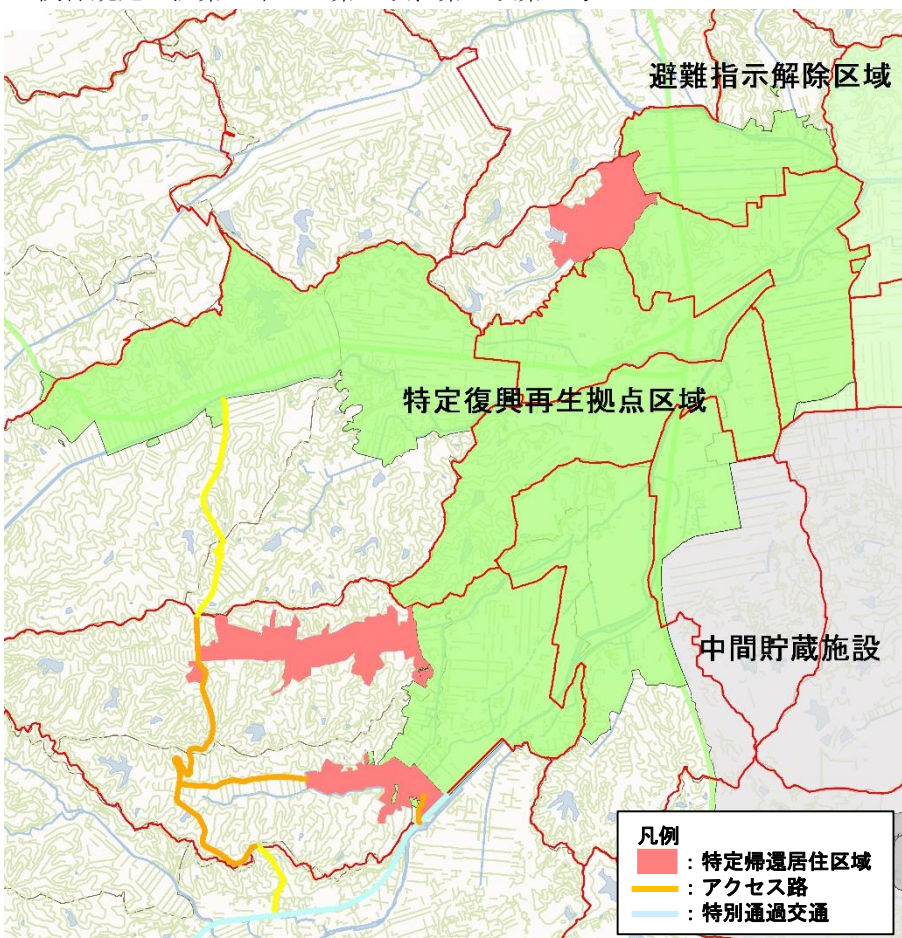
令和5年9月



# 1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

市町村名	福島県双葉町
区域	大字長塚、目迫、水沢、前田の各一部

○特定帰還居住区域図 (法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則)  
※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号



※特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設の区域を含まない。

## ○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号  
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

### <特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・町道大道・目迫線、町道柵内・坂下線等及びそれら道路の拡幅や法面対策等の事業予定箇所を含んだ範囲
- ・特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設（道路、河川、上下水道、電気・通信等）

### <その他>

- ・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

## ○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項 復興庁令第9条の2第1項第2号

### <放射線量等>

- ・一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

### <事故前後の状況>

- ・当該区域は特定復興再生拠点区域として先行的に避難指示が解除された区域と合わせて、それぞれ下長塚行政区、三字行政区というまとまった行政区で活動してきた。
- ・事故後は、全域が帰還困難区域に指定され、特定復興再生拠点区域の指定に際して行政区の分断が生じてしまったことから、行政区の分断を解消することで、帰還住民が安心して日常生活を送るために必要な範囲を区域として設定している。

### <特定復興再生拠点区域との一体性>

- ・それぞれ特定復興再生拠点区域内の地域と合わせて行政区を形成している区域であるため、町中心地等には、町道等が通じており、一体的に復興及び再生を図ることができる。

## 2. 計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う全町避難から12年以上が経過したが、避難指示が解除された区域は町域の約15%程度にとどまっている。双葉町としては残り85%の帰還困難区域についても全面的除染・避難指示解除を引き続き求めているところだが、いまだ帰還困難区域とされている区域の住民から早期に帰還を望む声が多く寄せられていることから、2020年代をかけて、帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現することで、もって町の復興及び再生に資することを目標とする。

## 3. 計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

・令和5年（2023年）9月（国の認定があった日）～令和11年（2029年）12月31日

## 4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

### <特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

・町道大道・目廻線、町道柵内・坂下線等の除染・整備により特定復興再生拠点区域等へのアクセス道路を確保する。

### <特定帰還居住区域内の整備の概要>

- ・除染・家屋解体を進め、道路、河川、上下水道、電気・通信等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。
- ・インフラ整備と土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

## 5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補）」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

## 6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

## 7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

### <生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整を実施
  - ・医療については、双葉駅西地区に双葉町診療所が開所しており、同診療所は、特定帰還居住区域の比較的近隣に立地しているため、当面は当該施設を運営するとともに、近隣市町村に所在する二次医療機関と連携
  - ・介護については、当面は町社会福祉協議会や介護事業者等との協議・調整を継続
  - ・防犯・防災については、帰還意向を示した町民が安心して帰還を果たせるよう、引き続き防犯パトロール等を実施
- ※農業水利施設等の営農に関する事項については、次回の計画更新時に記載する方向で検討

### <その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府に働きかけ